



小林勝哉

社会保険労務士事務所

事務所通信と最新情報



本号の内容

ワーケーションから

転職なき移住へ

労働行政運営方針とは

つながることの大切さ

ワーケーションから

転職なき移住へ

地方創生テレワーク推進に向けた検討会議

とりまとめ提言

地方でのテレワーク推進策を2021年4月に提言した「地方創生テレワーク推進に向けた検討会議」では「転職なき移住」による地方への人と知の流れの創出を提言し「働き方」を変え「生き方」を変えそして「社会」が変わると強調しています。また東京都では「サテライトオフィス設置等補助事業」として、サテライトオフィスの施設の設置が少ない市町村部（23区外）を中心に企業等が新たに開設するサテライトオフィスの整備・運営費を補助しています。

ご一緒に、テレワークを通じて新しい働き方を実現し、笑顔溢れる職場を作ってまいりましょう。



労働行政運営方針

とは

労働行政を管轄する厚生労働省ははじめ各労働局等の「労働行政運営方針」を確認されると、国の方針がどのように各地域・企業に展開されていくのか、その一端を垣間見ることができます
当事務所では労働関連諸法令の法改正の最新動向を踏まえ、企業価値の向上への取り組みをご支援させていただいております。

つながることの大切さ

オンラインでも安心して社員の皆様をサポートする仕組み

私たちの事業活動は、基本的に人とつながっていく活動です。テレワークなど相手の状況が見えない環境にあるからこそ、相手がどのようなつながりを求めているかを尊重することが大切です。

対面でもオンラインでも電話でも、一人の勇気の一言の対話から、職場やお客様のその先にいらっしゃる一人へと、幸福感が生まれ広がっていくことを期待したいですね。

でも、その勇気を踏み出せないときは、人に関する専門家である社会保険労務士にご相談いただくのも選択枝の一つです。

当事務所では、オンラインでも安心して社員のみなさまをサポートする仕組みづくりのお手伝いをさせていただいております。

どうぞ、安心してご相談ください。



小林勝哉
社会保険労務士事務所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 33 東京左官会館 3 階

TEL : 03-6228-1336

FAX : 03-6800-5979

